

○総務省令第 号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）第五十五条による改正後の民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第十八条の規定に基づき、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

<p>改 正 後</p>	<p>〔公衆の閲覧の方法〕 第二十六条の二 法第十八条の総務省令で定める公衆の閲覧は、一般信書便事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。 備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>
<p>改 正 前</p>	<p>〔新規〕</p>

附 則

(施行期日)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。